

湘南鎌倉医療大学における個人情報の取扱いについて

湘南鎌倉医療大学(以下、本学)では、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」を遵守し、個人情報を安全かつ適正に管理・運用することに努めます。

1. 個人情報の取得と利用目的について

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別可能なものをいい、本学では、学生、保証人、教職員等についての個人情報を、教育研究、学生支援、大学運営上、必要と認められる範囲で、以下の利用目的のために取得します。

<利用目的>

- ①学籍管理、学籍異動管理、健康管理、奨学金管理
- ②履修登録、成績管理、授業運営
- ③学生の学内進学、卒業後の進路に関する状況の把握、傾向等の分析及び調査
- ④学生証、各種証明書の発行
- ⑤学費等の請求、入金状況の管理
- ⑥学生生活・課外活動支援
- ⑦就職支援
- ⑧学内施設・設備の管理、防犯、学内で生じた事故、事件に関する調査
- ⑨図書館サービスの提供、改善
- ⑩成績通知書及び履修状況の保証人への送付
- ⑪保証人との成績、履修相談
- ⑫大学の広報誌、催し物案内、募金依頼関係の案内
- ⑬卒業後の各種案内送付
- ⑭学術交流協定などによる協定大学への情報提供
- ⑮湘南鎌倉医療大学学生会(管理責任者：学生会会長)への必要情報の提供
- ⑯湘南鎌倉医療大学学友会(管理責任者：学友会会長)への必要情報の提供
- ⑰所属する学部、研究科において学生・教員で構成される学会組織(管理責任者：学部長、研究科長)への必要情報の提供
- ⑱公費助成推進のための教職員組合への必要情報の提供
- ⑲大学内においてアルバイト等の仕事を行う場合の雇用管理、給与等の支払い
- ⑳教育研究および入学試験・学生募集の改善
- ㉑本学及び教員からの必要事項の連絡

2. 個人情報の安全管理について

本学は、個人情報が不正に利用されたり、紛失・滅失、改ざんおよび漏洩されたりすることのないよう厳重に管理するとともに、個人情報を扱う教員、職員、その他本学の業務に従事する者への管理教育・研修を行います。

3. 第三者への提供について

本学は、個人情報を本人の同意なしに第三者に提供することはいたしません。ただし、法律の定める例外（個人情報保護法 第 27 条第 1～4 項 参照）については、本人の同意なしに情報を提供することがあります。

4. 外部委託について

本学は、各種郵便物の発送、データ入力等の業務の全部又は一部を外部委託することがあります。

その際、当該個人情報の漏洩、流出、不正利用等がないよう、委託先に対し契約等により、必要かつ適切な管理を義務付けています。

5. 個人情報の開示・訂正について

学生、保証人の皆様は、学校、所属の各学部、研究科など、対象となる個人情報を直接管理する組織に対し、自らの個人情報の開示、訂正を請求することができます。

※ 本学の個人情報保護に関しては、以下までお問合せください。

湘南鎌倉医療大学個人情報管理委員会事務局（総務部内）

第三者提供についての例外事項（個人情報保護法 第 27 条第 1～4 項）

（第三者提供の制限）

第 27 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、

その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。) の氏名

二 第三者への提供を利用目的とすること。

三 第三者に提供される個人データの項目

四 第三者に提供される個人データの取得の方法

五 第三者への提供の方法

六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

七 本人の求めを受け付ける方法

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。